

市原市民の皆様へ

交通規制の見直しについて



市原警察署では交通規制の見直しを実施しております。長年設置され、当時は必要であったものの現在では必要が無くなった規制や悪影響を招くおそれがある規制があります。それらについて随時見直しを行っておりますので、影響が大きい住民の方や自治会にはその都度説明させていただきますので、ご協力をお願いいたします。



普通自転車の歩道通行可規制の解除について



全国的に歩道を走る自転車のマナーについて問題視されています。市原市内でも自転車が歩道を走るため通学児童に危険が及ぶ状況が見受けられます。

自転車は車道を走ることが原則となっていますが、歩道を縦横無尽に走ることを助長しかねない標識については撤去を進めて参ります。撤去日程については、来年度から再来年度で見込んでおります。なお、国道16号や幹線道路のトンネル部分などについては、必要な対策の後に解除とします。

Q 自転車は歩道を通ることはできないのか？

道路交通法により

児童および幼児

70歳以上の者

道路の環境などから安全に通行できない場合

A 可能です

は歩道を通ることはできます。

ただし、歩道を走る自転車は徐行しなければなりません。また、歩行者の通行をさまたげることになるときは一時停止しなければなりません。

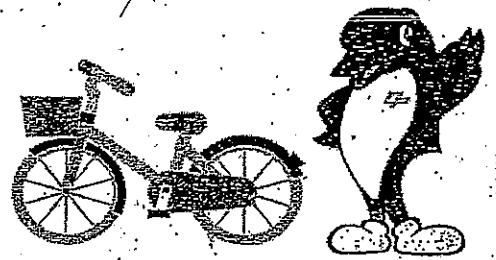
本件見直しは無条件で歩道は走れる環境は排除し、安全性に応じて必要な限度で歩道を走っていただくための見直しです。

交通規制の適正化に御理解、御協力をお願いいたします。

市原警察署 交通課

0436-41-0110

ちばサイクルルール



● 自転車に乗る前のルール ●

① 自転車保険に入ろう

万が一の事故に備えて自転車損害賠償保険等に参加しましょう。

② 点検整備をしよう

タイヤの空気圧やブレーキ、ライトなどの点検・整備をしましょう。

③ 反射器材を付けよう

車体の側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。

④ ヘルメットをかぶろう

自転車事故の被害を軽減するため、ヘルメットをかぶりましょう。

⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら、絶対に運転してはいけません。

● 自転車に乗るときのルール ●

① 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間、車道通行が原則です。車道の左端に寄って通行しましょう。

② 歩いている人を優先しよう

例外的に歩道を通行する時は、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

③ ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯電話、ヘッドホン使用などの「ながら運転」は危険です。

④ 交差点では安全確認しよう

信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止をするなど、安全確認をして通行しましょう。

⑤ 夕方からライトをつけよう

暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。